論説

濫用防止規定に関する意見交換

一論文(「仏租税条約の受益者規定の実際の有効性」)を題材として一

税務大学校研究部教授

松田直樹

♦ SUMMARY ♦

本稿は、パリの大手法律事務所に出向中のフランスの大蔵省職員であるオストリー (Stephane Austry)氏等が、アメリカで発行されている国際的に高い権威を誇る租税法関 係の専門誌である Tax Notes International (2009年1月12日号)に寄稿した論文(「仏 租税条約の受益者規定の実際の有効性」)に関して、筆者とオストリー氏が行った意見交換 を紹介することによって、租税条約上の濫用防止規定の有用性と限界について、どのよう な見方・議論があるのかを示したものである。

本稿は、オストリー氏の理解と協力の下に完成したものである。筆者と同氏との意見交換を通じて、多くの租税条約や国内法で依拠することとされている受益者概念、欧州司法 裁判所が示した租税回避否認手段の欧州法との抵触如何を判断する上で重要なポイントと なる「全く人為的なアレンジメント」というメルクマール及び最近の主な租税条約で採用 されている「主要目的テスト」等に係る不透明性が浮き彫りになっているが、これらの基 準等の潜在的有用性も見え隠れしている。

(税大ジャーナル編集部)

目 次
I. オストリー氏等の論文のポイント
1 問題意識
2 問題の検討
3 論文の結論
Ⅱ オストリー氏等の論文に対する筆者の見解
1 受益者概念の不透明性
2 日仏租税条約改正議定書上の取扱い
3 「主要目的テスト」と欧州法との関係
4 受益者概念の潜在的有用性
Ⅲ オストリー氏の返答の概要
IV 結語 ······116
V 筆者の見解(Ⅱの英訳)
VI 論文作成者の返答(原文)

Note: The article "Practical Effectiveness of Beneficial Ownership Clauses in France's Tax Treaties" written by Stephane Austry, Stephane Gelin and David Sorel appears in the Tax Notes International, Vol.53, No.2 (2009)pp.151-156. This paper commenting on the article owes a lot to Mr. Austry, so the author is very much grateful to him and Mr. Hayashi, former president of the National Tax College, who knows Mr. Austry for a long time and recommended the author to exchange views with Mr. Austry on the article.

本稿は、現在、大手の法律事務所(CMS Bureau Francis Lefebvre)に出向している フランスの大蔵省職員(前職は、tax advisor to Dominique Strauss-Kahn, Ministry of Finance)であるオストリー(Stephane Austry)氏等が税の専門誌(Tax Notes International, 2009年1月12日号151~156 頁に掲載)に寄稿した論文(「仏租税条約の受 益者規定の実際の有効性」、"Practical Effectiveness of Beneficial Ownership Clauses in France's Tax Treaties")につい て、小生が、 I(オストリー氏等の論文のポ イント)において、その概要を纏め、Ⅱ(オ ストリー氏等の論文に対する筆者の見解)に おいて、上記論文に対する小生のコメントを 示し、Ⅲ(オストリー氏の返答の概要)にお

いて、小生のコメントに対するオストリー氏 の返答のポイントを示し、IV(結語)におい て、全体の纏めとなるコメントを記したもの である。また、本稿では、オストリー氏と小 生の意見交換の詳細を示すために、V(筆者 の見解)において、小生がオストリー氏に示 した上記IIの見解・コメントの原文(英語) を掲載し、VI(論文作成者の返答)において、 小生のコメントに対するオストリー氏の返答 を原文(英語)で掲載している。

オストリー氏、ゲリン(Stephane Gelin) 氏及びソレル(David Sorel)氏は、上記の論 文において、最近、条約漁りへの対応におい て進展があったフランスの著名な裁判例 (Bank of Scotland 事件国務院 2006 年 12 月 27 日判決等)や租税回避防止規定に関する 主な欧州司法裁判所判決等を踏まえた上で、 受益者規定等の有効性や問題点を論じており、 非常に興味深い内容のものとなっている。小 生も、拙書『租税回避行為の解明―グローバ ルな視点からの分析と提言』(平成 21 年、ぎ ょうせい)において、租税回避に対抗するた めの措置を分析しており、その有効性や限界 には関心を持っている。本稿では、かかる分 析等を踏まえて小生が示した上記の論文に関 するコメントに対するオストリー氏の返答が 重要なポイントとなっており、本稿がオスト リー氏に負うところは少なくない。同氏及び 同氏との橋渡しをしていただいた林藤樹前税 務大学校校長には、この場を借りて厚く御礼 を申し上げたい。

I.オストリー氏等の論文のポイント

1 問題意識

本来、フランスの税体系には、受益者概念 (beneficial ownership concept)は存在して おらず、フランスが締結している租税条約の 中にも、受益者概念に関する規定を有してい ないものもあるが、Bank of Scotland 事件国 務院 2006 年 12 月 27 日判決(CE, no. 283314)では、米国法人が有していたフラン ス子会社株式に基づいて配当を受ける権利を 英国の金融機関に売却し、当該金融機関が仏 英租税条約に定める配当に対する軽減税率の 適用を受けることができるか否かが争点とな り、国務院は、法の濫用(fraude a la loi or fraus legis)の法理と受益者概念を結合・連携 させたアプローチに依拠することによって、 当該金融機関に対する軽減税率の適用を否認 する処分を首肯している。本判決は、フラン スの法体系には存在しない受益者概念が、フ ランスの税務当局にとって有用なものである ことを確認するものでもあった。

受益者概念のほかにも、最近改正された米 仏租税条約や英仏租税条約等では、濫用防止 規定として「主要目的テスト」(main purpose test)等が採用されており、例えば、2008 年 に改正された英仏租税条約11条では、「配当 の基因となる株式その他の権利の設定又は移 転に関与した者が、本条の特典を受けること を当該権利の設定又は移転の主たる目的の全 部又は一部とする場合には、当該配当に対し ては、本条に定める租税の軽減・免除は与えら れない」と定められている。本規定に代表さ れる「主要目的テスト」に依拠した濫用防止 規定が採用されたことによって、上記の Bank of Scotland 事件国務院判決でも確認 された受益者概念のインパクト・有用性は弱 まった感もあるが、そもそも、濫用防止規定 と受益者規定との機能分担や相互関係につい ては、どのように解すべきであるのかという 間題がある。

2 問題の検討

そもそも、受益者概念の定義や解釈を巡っ ては少なからず議論がある。確かに、1969 年ウィーン条約では、文理解釈を基本としな がらも、文脈と目的を踏まえて条約の文言を 通常の意味に解することとされており、また、 **OECD** モデル条約3条2項では、「一方の締 約国による本条約の適用に際し、本条約にお いて定義されていない用語については、文脈 上別意に解する場合を除き、本条約の適用を 受ける租税に関する当該一方の締約国の法令 において、当該用語が、その適用の時点で有 する意義を有するものとする。この場合、当 該一方の締約国の税法に基づく当該用語の意 義は、当該一方の締約国の他の法令に基づく 意義に対して優先するものとする」と定めら れている。しかし、これらの条約によって、 受益者概念の射程範囲が十分に明らかとなっ ているわけではなく、また、フランスの国内 法が明確な解釈指針を有しているわけでもな 1

上記のような不透明性が認められるにもか かわらず、例えば、フランスとウズベキスタ

ンとの租税条約では、OECD モデル条約 12 条に関するコメンタリーのパラ4の後段で示 されている指針(「受益者という文言は、狭い テクニカルな意味で使用されているのではな く、むしろ、文脈に加えて、二重課税の防止 や脱税及び租税回避の防止を含む条約の趣旨 や目的にも照らして理解されるべきである」) が、ほぼそのまま採用されている。実際、税 務当局は、受益者概念に基づく条約漁りを広 く否認するというスタンスを示しており、租 税裁判所が、かかる税務当局のスタンスを支 持したケースもあるが、税務当局に有利とな る「広い受益者概念」(広く実質主義の適用 を認める目的論的解釈)を一般的に採用する ことが妥当であるとの見解が判例上確立して いるわけではない。

例えば、SA Fountain Industries 事件リー ル行政審判所 1999 年 3 月 18 日判決(no. 95-5403, no. 96-738)では、「広い受益者概 念」に基づく仏蘭租税条約の特典の適用を否 認する処分を行った税務当局が敗訴している。 また、SA Diebold Courtage 事件国務院 1999 年10月13日判決(CE, no. 191191)では、フ ランス法人がオランダのパートナーシップ (Commanditaire Vennootschap)に支払っ たロイヤルティに対し、仏蘭租税条約が定め る源泉税の免除の適用が認められるか否かが 争点となったが、本件パートナーシップは、 多額の手数料を代理店契約を結んでいるスイ ス法人に支払っているものの、かかる支払い が独立企業原則に反しているとの立証がされ ているわけでもないことなどから、ロイヤル ティの受領者は、当該スイス法人ではなく、 本件ハートナーシップに投資しているオラン ダの居住者であるとして、仏蘭租税条約の特 典の適用が認められ、税務当局が敗訴してい る。

上記のSA Diebold Courtage 事件国務院判 決等に鑑みると、「広い受益者概念」に基づい て英仏租税条約の特典の適用を否認する処分 が首肯された前述の Bank of Scotland 事件 国務院判決は、確かに、画期的ではあるが、 Bank of Scotland 事件国務院判決では、広い 受益者概念だけでは不十分となるであろう否 認根拠を法の濫用の法理によって支えるとの アプローチが採用されているという点に留意 する必要がある。「広い受益者概念」の下では、 このようなアプローチを採用しないと、濫用 に該当しないものも否認されるという問題が 生じ得ることから、受益者概念については、 法の濫用の法理や独立企業原則と関連させる ことが必要となったのではないかと考えられ る。そうすると、最近の租税条約には、前述 の通り、改正された米仏条約や英仏条約等の ように、「主要目的テスト」に依拠する濫用防 止規定を採用している例もあるが、本テスト と受益者規定との関係についても、同様な考 え方・アプローチが妥当すると考えるべきで あろうか。

「主要目的テスト」に依拠する濫用防止規 定と受益者規定との相関関係を考察するに当 たっては、まず、Halifax 事件欧州司法裁判 所判決 (Case C-255/02) 等に目を向ける ことが有用となろう。確かに、本判決等で示 された基準は、「主要目的テスト」と合致する との見方もあるが、本判決等は、付加価値税 を回避する行為に対して下されたものであり、 また、本判決等の射程範囲を制限する Amplifin SpA 事件欧州司法裁判所判決 (Case C-162/07)等もあることから、本テス トのような包括的な濫用防止規定が欧州法と 整合的であるか否かについては議論の余地が ある。したがって、「主要目的テスト」と受益 者規定の関係については、受益者規定の有用 性は、包括的な濫用防止規定が欧州法に抵触 すると判断されるような場合や、その適用が 脱税や欺瞞("fraud")に向けられる場合にお いて、特に発揮されると整理することができ るのではないかと考えられる。

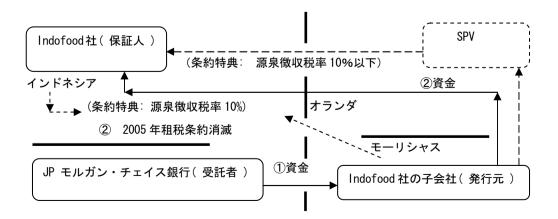
3 論文の結論

受益者概念・規定の機能及び受益者概念・ 規定と「主要目的テスト」に依拠する濫用防 止規定等との関係について示した上記の考え 方・アプローチと Bank of Scotland 事件国務 院判決で示されたアプローチとの整合性を巡 っては議論の余地があろうが、少なくとも、 上記のような考え方・アプローチを採用する ことによって、受益者規定等を採用している フランスの租税条約についての一貫性のある 解釈を行うことが可能となるのではないかと 考えられる。このような考え方・アプローチ が本当に妥当なものであるかを確認するとい う意味でも、今後、受益者規定の定義・射程 範囲等について、より一層の明確化が図られ うことが求められていると言えよう。

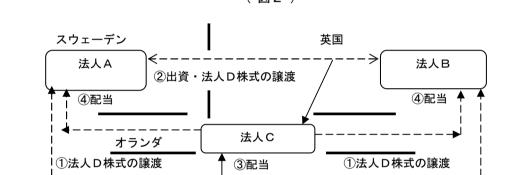
Ⅱ オストリー氏等の論文に対する筆者の見解 1 受益者概念の不透明性

確かに、受益者概念の射程範囲については、 OECD モデル条約でも必ずしも明確な指針 が示されていない中、諸外国における受益者 概念の解釈の仕方にも少なからぬ差異が認め られる。例えば、英国では、下の図1で示し た取引が Indofood International Finance Ltd v. JP Morgan Chase 事件控訴院判決 (2006 EWCA Civ. 158)で問題となり、本件 貸付契約の受益権を新たに設立した SPV に 付与する形で債権・債務関係を再構築するこ とによって、介在法人である SPV が受益者 に該当し、インドネシア・オランダ租税条約 上の軽減税率の適用が可能となるか否かが争 点となった(詳細については、拙書・前掲『租 税回避行為の解明』395~397 頁参照)。本事 件判決において、控訴院は、受益者という文 言については、条約の締約国の国内法に由来 するものでない「国際課税上の意味 ("international fiscal meaning") を付与す ることが妥当であるとの考え方に立ち、受益 者に該当するためには、所得から生じる利益 を直接かつ完全に享受する権利を有している ことが必要であるところ、本件利払いから生 じる利益を直接かつ完全に享受する権利を SPV は有しない以上、SPV は受益者ではな いと判断している。かかる判断の根底には、 租税条約の解釈においては、条約特典の適用 対象となる受益者の範囲を狭く解する「広い 受益者概念」を採用することが妥当であると の考え方がある。





これに対し、例えば、カナダでは、Prevost Car Inc. v. The Queen 事件租税裁判所判決 (2008 TCC 231)が、上記の Indofood 事 件判決で示された見解・アプローチを実質的 に否定する判断を下している。本事件では、 下図 2 の通り、法人 A 及び法人 B が設立した オランダの法人 C(資産や従業員を有しな い。)が法人 D が支払った配当の受益者であ るか否かが争点となったが、本判決では、コ モン・ローや大陸法における定義を踏まえる と、「…配当の「受益者」とは、配当を自らの 使用・保有のために受領し、受領する配当に 係るリスクと管理を引き受ける者である。… 「受益者」とは、資産の所有権を最終的に行 使することができる者であるが、「最終的な」 という意味は、法人のベールを取った資産の 実質的所有者を示すわけではなく、「…法人の ベールを取るのは、法人が導管として得た資 金の使途に関して全く裁量権を有しないケー スなどであるところ、本件は、これらのケー スに該当しないとして、法人 C は受益者であ ると判示されている(詳細については、拙 書・前掲『租税回避行為の解明』398 頁参照)。 また、本事件の控訴審判決(2009 FCA 57)で も凡そ同様な判断が下されている。



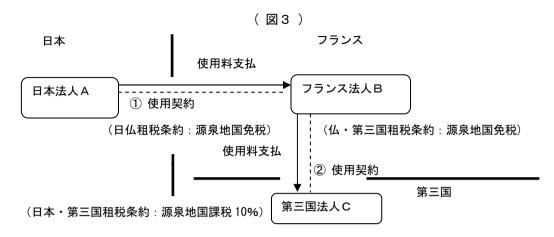
法人D

(図2)

2 日仏租税条約改正議定書上の取扱い

カナダ

上記からも示唆される通り、受益者概念の 射程範囲には不透明性という問題が伴う。こ のような問題への対応措置として、平成 19 年に改正された日仏租税条約議定書の 10 条 (配当)、11 条 (利子)、12 条 (使用料)、22 条 (その他所得)では、導管防止規定が採用 されている。本規定の下では、例えば、下図 3 の通り、第三国法人 C が改正された日仏租 税条約の特典を狙ってフランス法人 Bを介在 させている場合、(i)使用契約①と使用契約② が同等なものであり、(ii)第三国法人 C は、 日本法人 A が支払う使用料に対し、フランス 法人 Bに認められる日仏租税条約上の特典と 同等か又はそれ以上の有利な特典を受ける権 利を有しておらず、(iii)フランス法人 B が日 本法人Aに対して無体財産権の使用契約を締 結するのは、第三国法人 C が、フランス法人 に対して同等者の無体財産権の使用契約を締 結するのが必要条件だったであろうと認めら れれば、フランス法人 B は、使用料の受益者 ではないとされる。



また、日仏租税条約改定議定書では、上記 の各条項において「主要目的テスト」が採用 されており、条約特典の適用条件がより厳格 化されている。確かに、「主要目的テスト」を 採用することについては、OECD モデル条約 1 条に関するコメンタリーのパラ 9.5 では、 「・・・納税者が上記の濫用的な取引類型を 利用していると安易に想定すべきではないこ とに留意することは重要である。ある取引や スキームを実行することの主要な目的がより 有利な税務上の利益を得ることであり、また、 かかる状況の下でかかる利益を得ることが関 係規定の目的と趣旨に反することになる場合 には、二重課税防止条約の特典は享受するこ とができないというのが指針となるべき基準 である」と述べられていることから、実際の 運用のあり方次第では、「主要目的テスト」が 本条項の趣旨に合致しないこともあり得るも のと考えられる。

実際、我が国でも、租税条約特典の適用判 断基準の一つとして「主要目的テスト」を採 用することの是非を巡っては議論があり、平 成 15 年に改正された日米租税条約では、本 テストに係る税務当局の立証責任の履行が困 難なものとなることなどが危惧され、結局、 採用されなかったという経緯もある。しかし、 本テストについては、その有用性を認める動 きが強まってきており、平成 18 年に改正さ れた日英租税条約の 10 条(配当)、11 条(利 子)、12 条(使用料)及び 21 条(その他所得) で採用された後も、前述の日仏租税条約改正 議定書では、凡そ同様な所得を対象として採 用され、さらに、平成 20 年に改正された日 豪租税条約では、本テストがより広い範囲の 者に対して適用可能となり得るよう拡充され ている。したがって、今後は、より多くの主 要国との租税条約において、導管取引防止規 定だけでなく、「主要目的テスト」についても、 その採用を行うということが一般化するもの と考えられる。

3 「主要目的テスト」と欧州法との関係

「主要目的テスト」が欧州法に抵触するか 否かという点についても、確かに、上記のオ ストリー氏等の論文でも述べられている通り、 議論の余地があるが、「権利の濫用」(「濫用 的な行為」)の概念の有用性を確認した Halifax 事件欧州司法裁判所判決で示された 「主観テスト」(「問題の取引が税法上の利 益を得ることを根本的な目的としていること が、多くの客観的な要素から明らかであるこ と」、パラ 86)については、「主要目的テスト」 と基本的に同様な基準であると解し得る。ま た、そもそも恩恵的な性格が強い租税条約上 の特典を得ることを主要な目的とする取引に 対して租税条約特典を付与することは、租税 条約の趣旨・目的に反するとの考え方に立脚 すれば、租税条約特典を得ることを主要な目 的とする取引は、本判決で示されたもう一つ の適用基準(税務上の利益の付与を認めるこ とが第6次指令とその国内適用を図る規定等 の趣旨に反していること)をもクリアーする と考えられることから、「主要目的テスト」と 「権利の濫用」の適用基準には大きな乖離は ないと見るべきであろう。

実際、上記の論文でも言及されている Ministero dell' Economia e delle Finanze v. Part Service Sri 事件欧州司法裁判所判決

(Case C-425/06)では、Halifax 事件欧州司 法裁判所判決(Case C-255/02)で示された 「濫用的な行為」の適用基準の一つである「主 観テスト」について、「第6次指令が意味して いることは、濫用的な行為の存在が認められ 得るのは、問題となる単一の取引又は複数の 取引が、税務上の利益を発生させることを主 要な目的("principal purpose")としている 場合であると解釈すべきであるとの見解が示 されており、かかる見解は、「法の濫用」概念 の適用基準・範囲をそれほど厳格に解さない 考え方が誤ったものではないことを確認する ものであると言える。

これに対し、確かに、本論文で言及がされ ている Amplifin SpA 事件欧州司法裁判所判 決(Case C-162/07)では、「濫用的な行為」の 認定基準との関係では Cadbury Schweppes 事件欧州司法裁判所判決(Case C-196/04)で 示された見解(「濫用的な行為に基づいて基本 的権利に対する制限を正当化するためには、 かかる制限が、自国で実行された活動に起因 する利益に関して通常生じる税負担を回避す ることを目的とし、<u>経済的な事実を反映しな</u> い全く人為的なアレンジメントを創造する行 為を禁ずるという特定の目的を有することが 必要となる」、パラ 55)について、税務当局に とって、より厳しい解釈(「権利の濫用を禁ず る原則の効果は、経済的な事実を反映してお らず、また、<u>税務上の利益を得ることを唯一</u> の目的として設立された全く人為的なアレン ジメントを禁ずるということである」、パラ 28)が示されている。

もっとも、Test Claimants 事件(Case C -524/04) に対して示されたジールホード 法務官意見では、「法の濫用を防止するために、 加盟国は、さもなければ差別的となる直接税 に係る手段を講じることが、原則として、正 当化されるということは、欧州司法裁判所の 多くの判決で示された認識であり……、この 点は、最近、Marks and Spencer 事件判決で 明確に示されているが、本判決で示された国 境を跨いだ損失の控除を制限する国内法上の ルールは、原則として、租税回避のリスクに よって正当化することができる…という認識 も、Lankhorst-Hohorst 事件判決、…Halifax 事件判決及びその他の税以外の分野に関する 欧州司法裁判所の多くの判決に表れている」 と述べられていることから、基本的権利の制 約根拠となり得ると欧州司法裁判所が認める 「租税回避のリスク」原則は、「権利の濫用」 の原則と類似する視点に立脚するものである と解し得るものと考えられる。

そうすると、確かに、従来は、「租税回避の リスク | 原則に基づいて正当化し得えたのは、 税法を回避することを唯一の目的とする「全 く人為的なアレンジメント」を禁ずることを 特に目的とする規定に限られていたと考えら れていたようであるが、OyAA 事件欧州司法 裁判所判決(Case C-231/05)では、「全く 人為的なアレンジメント」を否認することを 特に目的としていなくとも、かかる目的を実 現する上で妥当であると考えられる規定は EC 条約に抵触しないと判断されたことなど を背景として、最近では、「租税回避のリスク」 原則と「権利の濫用」の法理の適用上のメル クマールは、租税回避を唯一の目的とするも のに限定されるわけではないと考えられるよ うになっているのではないかと考えられる。

実際、上記の Test Claimants 事件判決でも、

「第三者間取引…に合致しない条件の下でロ ーンを得たとの事実は、…問題となる取引の 全部又は一部が、加盟国の税法の適用を回避 することを根本的な目的とする全く人為的な アレンジメントであるか否かを判断するため に独立して照合し得る客観的な要素を構成す る」との見解が示されている。

しかも、Amplifin SpA 事件判決は、上記 の通り、「権利の濫用」を禁じる原則の射程範 囲が狭く解されるという可能性があることを 示唆する部分も含んではいるものの、当該部 分は、本判決において主たる争点となってい るわけではないほか、かかる示唆が示された ことによって、本事件で問題となっているイ タリアの税法上の規定が欧州法に抵触すると 判示されたわけでもない。さらに、「権利の濫 用 の概念の射程範囲を広く解する方向性を 示した上記の一連の判決等にも鑑みると、本 判決は、「権利の濫用」を禁じる原則とは、基 本的には、租税回避を唯一の目的とする取引 を対象としているということを示しているだ けであり、その適用をかかる取引に厳格に限 定することを趣旨とするものではないとも考 えられる。やはり、本判決によって、上記の 一連の判決等で示された「権利の濫用」概念 の射程範囲に関する見解が覆ったとは考え難 いのではないだろうか。

4 受益者概念の潜在的有用性

いずれにしても、EU 諸国では、受益者規 定の潜在的有用性の程度は、その他の濫用防 止規定と欧州法との関係如何によっても異な ったものとなり得るのに対し、欧州法との関 係を意識しなくて良い国々では、実質主義に 立脚する受益者規定・概念をその他の否認ア プローチに立脚するその他の濫用防止規定と 関連づけることによって、受益者規定・概念 の有用性を高めることが可能となることを示 した Bank of Scotland 事件国務院判決の視 点の有用性は、より大きなものとなり得るの ではないだろうか。確かに、例えば、実質主 義の有用性が高い国々や法の濫用の法理を否 認根拠とするアプローチが殆ど採られていな い米国等では、受益者概念・規定については、 今後も、実質主義の枠内で解釈するとのスタ ンスが基本的に維持されると想定されるが、 実質主義の射程範囲がより狭く、また、「主要 目的テスト」を採用している租税条約も締結 している我が国の場合には、実質主義的アプ ローチに立脚した受益者規定・概念の適用と いう方向性だけでなく、実質主義とは異なる 否認アプローチからも受益者規定・概念の適 用を支えるというアプローチにも目を向ける ことによって、その潜在的有用性を発揮させ る余地があるのではないかと思料する。

上記の観点からすると、外国税額控除枠の 彼我流用が問題となった最高裁第二小法廷平 成17年12月19日判決(平成15年(行ヒ) 第215号、判例時報1918号3頁)において、 外国税額控除制度をその本来の趣旨・目的か ら著しく逸脱する熊様で利用して納税を免れ る行為は制度の濫用であると判示されたこと の意義は大きいのではないかと考えられる。 本最高裁判決で示された制度の濫用の概念が、 欧州の大陸法の国々における法の一般原則で ある法の濫用の法理と同様なものであるか否 かを巡っては議論がないわけではないが、制 度の濫用の概念は、少なくとも、恩恵的な政 策規定である租税条約上の特典を不当に享受 する取引に対しては適用されるものであると 解釈されており、実質主義以外の有用性の高 い否認アプローチとなり得る潜在性を有して いるものであることから、租税条約における 受益者概念を支え、その否認機能を補完する 機能を発揮させる上でも重要な概念となり得 るものと位置づけることができるのではない かと思料する。

Ⅲ オストリー氏の返答の概要

確かに、欧州司法裁判所が一連の判決で述 べている「全く人為的なアレンジメント」 ("purely artificial arrangements")という 文言の不透明性は払拭されていない。私見で はあるが、かかる不透明性が払拭されていな い理由の一つとしては、そもそも、Halifax 事件判決(C-255/02)でも述べられている通 り、税務上の効率性を達成する形で取引を行 うことは納税者の自由であり、また、租税回 避防止規定の適用が法的な不透明性に繋がら ないことが求められる中、租税回避を主たる 目的とする取引を否認するという規定を設け ることには困難性が伴うという点を挙げるこ とができるよう。このような困難性が認めら れる中、欧州司法裁判所も、租税回避を防止 するという利益のために法的な透明性という 利益を犠牲にするのかという問題に対し、未 だ、十分に明確な答えを出していない。

フランスの租税実務家は、上記のような不 透明性に乗じて、一連の欧州司法裁判所判決 で認められた否認規定・法理の射程範囲を狭 く解する傾向がある。確かに、上記IIの3で 指摘されている通り、欧州司法裁判所判決の 中には、確かに、否認の対象を「根本的な目 的が税務上の利益を得ることであることが客 観的な事実から明らかであるもの」とする

"Halifax standard"の射程範囲を広く解 するものもあるが、逆に、その射程範囲を狭 く解しているものがあるのも事実であり、ま た、一つの事件判決において、"Halifax standard"の射程範囲を広く解していると考 えられる判示部分の双方が存在しているようなケ ースもある。

例えば、上記の Test Claimants 事件判決
(C-524/04)のパラ 82 では、上記 II の 3 にお
いて "Halifax standard"の射程範囲を広
く解したものであるとの指摘がされているパ
ラ 74 及び 75 と矛盾するような表現(「税務)

上の理由だけで実行された全く人為的なアレ ンジメントに該当する取引であるか否かを決 定するために客観的で証明可能な要素を規定 する国内法は、濫用的な取引を防止するため に必要な程度を超えないものと考えられる」) がされており、また、パラ83でも、「このよ うな法律が比例性の原則に合致するためには、 次なる要件として、これらの要素を考慮した 場合、問題の取引が根本的な商業上の正当理 由を何ら有していない全く人為的なアレンジ メントであると結論づけられることが必要で ある」との見解が示されている。

上記のような不透明性があり、また、フラ ンスでは、法の濫用の法理の適用は租税回避 を唯一の目的とするものに限定されてきたこ とから、"Halifax standard"の射程範囲につ いても、狭く解する向きが少なくない。Bank of Scotland 事件国務院判決では、問題となっ た条約漁りの否認は、受益者概念と法の濫用 の法理のいずれかに依拠することでは不十分 であり、その連携によって可能なものとなる と判示されたのも、このような見方からする と納得できるものである。もっとも、近年、 少なからぬフランスの租税条約で「主要目的 テスト」が採用されるようになってきている ことから、今後、上記のような見方の下、租 税回避を主要な目的とする取引に対して租税 条約上の規定をどのように適用するかという 問題が生じよう。日本を含めた主な諸外国の 今後の動向も参考となるであろうと考えられ る所以でもある。

Ⅳ 結語

上記 Ⅱ とⅢで行った意見交換からも確認し 得る通り、多くの租税条約や国内法で依拠す ることとされている受益者概念、欧州司法裁 判所が一連の判決で示した「全く人為的なア レンジメント」の判断基準及び最近の主な租 税条約で採用されている「主要目的テスト」 の射程範囲等については、幾分異なった解釈

を行う余地が残されており、未だ、不透明性 が十分に払拭されていないことから、その有 用性の程度も十分に明確ではないという問題 がある。かかる不透明性が、今後の更なる議 論や裁判所の判決の蓄積などを通じて、どれ ほど払拭されるかは必ずしも明らかではない が、これらの概念・基準は、条約漁りや国際 的租税回避行為への対抗上、非常に重要なも のであり、しかも、EU 諸国の租税回避行為 への対抗措置だけでなく、その他の諸国の租 税回避行為への対抗措置にも影響を与え得る と考えられることから、これらの射程範囲や 有用性の大きさが、今後、どのようなものに 収斂するかによって、税務当局の国際的な租 税回避行為との戦いの結果だけでなく、多く の国の国内法及び租税条約上の対抗措置のあ り方も、多少なりとも異なったものとなると 想定される。

Ⅴ 筆者の見解(Ⅱの英訳)

It is true that there is ambiguity in the beneficial ownership concept. The ambiguity of its scope and way of application is evidenced for instance in the contrasting difference between the UK Court of Appeals' ruling on Indofood International Finance Ltd v. Morgan Chase([2006] STC 1195) and the Canada Tax Court's ruling on Prevost Car Inc. v. The Queen([2008] TCC 231). In the Indofood case, the court ruled, "the beneficial owner means the actual owner of the interest income who truly has the full right to enjoy directly the benefits of that interest income.", thereby giving the beneficial ownership concept a broad definition(expanded interpretation) for the benefit of the tax authority. On the other hand, in the Prevost case, the court negated such a broad definition and

allowed the application of Canada-Netherlands treaty benefit to dividend to be received by the company A in the Netherlands with no employees and no assets other than its investment in the shares of the company B in Canada. It seems that the Tribunal Administratitif de Lille in the SA Fountain Industries case(no.95-5403, no.96-738) and the Conseil d' Etat in the SA Diebold Courtage(CE, no.191191) also did not adopt a broad definition of the beneficial ownership concept, either.

There is also practical ambiguity in the main purpose test adopted in such tax treaties and protocols as the Japan-France Treaty Protocol revised in 2007. The test can be applied in such a way as it denies the Japan-France Treaty benefits to an entity deemed not to be a beneficial owner of the income in question, but due to the ambiguity inherent in such a test, it failed to be adopted in the Japan-US Treaty revised in 2003. Also, now that the Article 84 of the Japanese Constitution providing for the principle of no taxation without law is a legal background for the need of clarity and predictability in taxation. there remains a question of how such standards as the main purpose test should be applied in practice. Nevertheless, the main purpose test was also adopted in the Japan-UK Treaty revised in 2006, and in the case of the Japan-Australia Treaty revised in 2006 it was adopted in such a way that it could be applied in a wider context. Such being the case, the question of how the main purpose test fits in the EU law is also a matter of interest and concern for Japan.

From the above viewpoint, the article

written by Mr. S. Austry, S. Gelin, and D. Sorel refers to some important and interesting points. The article mentions, "These provisions(anti-abuse provisions such as those with the main purpose test) seem to cover the beneficial ownership provisions. • • • Certainly, the validity of these provisions may be disputed in an EU context. First, if the criterion of the main objective seems to conform to the terms used by the ECJ in the Halifax case and Part Services case, remember that (1) these cases were rendered regarding the VAT directive, and that (2) these cases were qualified by other decisions." Based on these observations, the article concludes that the beneficial ownership provision could have a useful effect in the framework of combining with that kind of tax treaty if (i) the general anti-abuse provision would be judged as contrary to EU law, and (ii) the scope of that provision is limited to the fraud and tax evasion.

One question that arises on my mind with respect to the above points is the degree of the qualification imposed by "the other decisions" (according to the article, Amplifin SpA case(C-162/07)) . Certainly, in the Halifax case which confirmed a usefulness of the concept of the abuse of rights as a general anti-abuse doctrine for EU Member Countries, ECJ ruled at para 74 and 75, " $\cdot \cdot \cdot$ an abusive practice can be found to exist if, first, · · · second, it must also be apparent from a number of objective factors that the essential aim of the transactions concerned is to obtain a tax advantage.". Furthermore, in the Part Services case, ECJ concluded, "there can be a finding of an abusive practice when the

accrual of a tax advantage constitutes the principal aim of the transaction or transactions at issue".

On the other hand, it is also true that in the Amplifin SpA case, ECJ ruled at para 27 and 28, "the principle prohibiting the abuse of rights is intended to ensure, particularly in the field of VAT, that Community legislation is not extended to abusive practices by economic cover operations, that is to say transactions carried out not in the context of normal transactions, but solely for the purpose of wrongfully obtaining advantages provided for by Community law (Case C-255/02 Halifax $\cdot \cdot \cdot$). The effect of that principle is therefore to prohibit wholly artificial arrangements which do not reflect economic reality and are set up with the sole aim of obtaining a tax advantage (see, to that effect, Case C-196/04 Cadbury Schweppes $\cdot \cdot \cdot$)."

Therefore, it could be said that the aforementioned interpretation shown by the Part Services case of the standard of " the essential aim of the transactions"

expressed in the Halifax case (hereinafter called "Halifax standard") might be modified or superseded bv the above-mentioned interpretation shown in the Amplifin SpA case which sets a higher hurdle for tax authorities to clear in order to meet the Halifax standard. However, it should be worth recalling that there are more than a few ECJ cases and views that suggest that, as for the interpretation of the Halifax standard, the one shown in the Part Services case is appropriate and there is also a convergence of the principle of risk of tax avoidance for the justification of restriction on the fundamental freedom principally in the field of direct taxation and the abuse of rights principally in the field of indirect taxation.

Such cases and views can be found, for the advocate instance. in general Geelhoed's opinion on the Test Claimants case (C-524/04). He maintained at para 62, "The Court has on numerous occasions recognized that, in principle, Member be justified in States may taking otherwise-discriminatory direct tax measures in order to prevent abuse of law \cdots . This is most recently evident in the Marks & Spencer judgment, where the Court held that in principle a national rule restricting deduction of cross-border losses could be justified by the risk of tax avoidance. $\cdot \cdot \cdot$ Such recognition is also evident in the Court's judgments in Lankhorst-Hohorst, X&Y, and ICI as well Leur-Bloem(on the Merger \mathbf{as} in Directive), Halifax(on indirect tax), and numerous judgments in non-taxation fields".

In fact, in the above Test Claimants case, ECJ, adopting the advocate general's opinion, ruled at para 81, "The fact that a resident company has been granted a loan by a non-resident company on terms which do not correspond to those which would have been arranged upon at arm's length constitutes, $\cdot \cdot \cdot$ a purely artificial arrangement, the essential purpose of which is to circumvent the tax legislation of that Member State." Also, in the OyAA case (C-231/05), ECJ ruled at para 63, "Even if the legislation at issue in the main proceedings is not specifically designed to exclude from the tax advantage it confers purely artificial arrangements, devoid of economic reality, created with the aim of escaping the tax normally due on the profits generated by activities carried out on national territory, such legislation may nevertheless be regarded as proportionate to the objectives pursued, taken as a whole".

Therefore, there seem to remain questions of ; (1) how the above-mentioned views expressed in those cases and opinions on Halifax standard should be reconciled with the view expressed in the Amplifin SpA case, and (2) how the article stands vis-à-vis the maintenance that there is a conversion of the principle of risk of tax avoidance and the abuse of rights. I am of a view that, now that the way of interpretation of the Halifax standard was more of а pivotal issue in the aforementioned cases than it was in the Amplifin SpA case as is evident from the fact that in the latter case the Italian national legislation in the main proceedings was ruled not to contravene the principle prohibiting the abuse of rights(see para 30), the validity of the views on the Halifax standard expressed in the aforementioned cases was hardly undermined by the Amplifin SpA case.

Probably we have to wait for future ECJ rulings to clarify whether the degree of qualification imposed on the Halifax standard by the Amplifin SpA case was significant or not, while what is clearer at this point is that a lesson can be drawn from the article and the approach shown in the Bank of Scotland case. The lesson to be drawn is that not only in France but also in other countries it would be useful in some cases to take an approach of negating treaty shoppings by means of the beneficial ownership concept in conjunction with some other general anti-avoidance principles or specific anti-abuse provisions while the degree of usefulness of such approach might differ from country to country. As for Japan, it should be important to note in this respect that the supreme court ruling on Dec. 19, 2005 relied on the concept of "abuse of tax system" in denying abusive utilization of excess foreign tax credit.

Now that the concept of "abuse of tax system" as a means of denying tax avoidance had hardly been resorted to prior to the above-mentioned supreme court ruling, there are arguments in Japan over the legal nature of this concept as well as the standard and the scope of its application. Even so, it can be said at least that, even if the concept should be interpreted as what is not quite identical to the abuse of rights or fraus legis in such a country as Netherlands, it could be applied in principle in cases of treaty shopping aimed solely(or maybe primarily) at treaty benefits because treaty benefits are preferential treatment or legislative grace. Therefore, in Japan where there is no such upper-level laws as EU Law, the usefulness of the concept of "abuse of tax system" should not be low in overcoming to some extent the limit of the uncodified substance-over-form principle and in supplementing the function of the beneficial ownership concept / provision in the face of treaty shopping.

VI 論文作成者の返答(原文)

Dear Professor Matsuda

Thank you very much for your comments which accurately reports the views we expressed in our article "Practical Effectiveness of Beneficial Ownership Clauses in France's Tax Treaties" and raises important and interesting questions on the practical application of the beneficial owner concept.

Firstly your quote "It seems that the Tribunal Administratitif de Lille in the SA Fountain Industries case (no.95-5403, no.96-738) and the Conseil d'Etat in the SA Diebold Courtage (CE, no.191191) also did not adopt a broad definition of the beneficial ownership concept, either" is totally correct. Indeed, though the French Conseil d'Etat gives a wide scope to beneficial owner clauses, the definition of the concept itself remains very narrow.

I was also quite impressed by your thorough knowledge of ECJ case law, even if I probably do not share entirely your of interpretation it. French tax practicioners tend actually to have a more balanced interpretation of the ECJ rulings mentioned in your comment. The reason for this is quite simple : in the traditional domestic law concept of "abuse of law" (that has been introduced in French tax law sixty years ago), only arrangements entered into solely for tax reasons by taxpayers could be recharacterised by the French tax administration on the ground of abuse of law. This requirement that has to be fulfilled by FTA proved to be, over the past sixty years, a very effective protection

for French taxpayers and there is a strong reluctance in France to shift to a main purpose test.

This is probably why French tax practicioners tend to interpret ECJ case law more restrictively on this aspect. And indeed we could take advantage on this point of the lack of clarity of ECJ jurisprudence. For instance, the Test Claimants case that you mentioned in your message remains quite unclear on this issue: - in paragraph 82 of this decision, the ECJ seems to contradict paragraphs 74 and 75: "national legislation which provides for a consideration of objective and verifiable elements in order to determine whether ล transaction represents a purely artificial arrangement, entered into for tax reasons alone, is to be considered as not going beyond what is necessary to prevent abusive practices where, in the first place" ;- in paragraph 83, the ECJ adds that "in order for such legislation to remain compatible with the principle of proportionality, it is necessary, in the second place, that, where the consideration of those elements leads to the conclusion that the transaction in question represents a purely artificial arrangement any underlying without commercial justification". A similar wording can be found in paragraph 86 of the decision.

Similarly, in the OyAA decision, the ECJ balances the wording of its ruling in paragraph 62 by specifically aiming at wholly artificial arrangements rather than mainly tax driven transactions: "Conduct involving the creation of wholly artificial arrangements which do not reflect economic reality, with a view to escaping the tax normally due on the profits generated by activities carried out on national territory is such as to undermine the right of the Member States to exercise their tax jurisdiction in relation to those activities and jeopardise a balanced allocation between Member States of the power to impose taxes".

Various reasons could possibly explain why the ECJ remains unclear when it comes to giving a definition of "purely artificial arrangements". In my opinion, one of the main reasons relies in the fact of that the application anti-abuse shall lead provisions not to legal uncertainty. In this respect, the ECJ has consistently acknowledged that tax payers are free to structure their investments in a tax efficient manner (see notably Halifax §73). Yet, it could prove difficult to allow EU Member State to enact provisions deriving from EU freedoms by aiming at "mainly tax driven transactions" without risking jeopardizing the freedom to structure an investment in a tax efficient manner. Therefore, more practically, the actual question may also be whether the ECJ is willing to sacrifice legal certainty to the benefit of preventing fiscal evasion. This question yet remains to be answered.

This is also why, from a French perspective, the fact that the Conseil d'Etat ruled in the Bank of Scotland case that a beneficial owner clause cannot apply without having recourse to the domestic theory of the "abuse of law" ensures legal certainty and a strong protection for taxpayers against tax administration discretionary powers. Indeed, should it have been applied on a stand alone basis in the case submitted to the Conseil d'Etat, it may have embraced non abusive situations.

But the main purpose test has been introduced more and more frequently in tax treaties concluded by France (you mentioned rightly the France-Japan tax treaty to the negotiation of which I participated in my previous professional life). How to apply treaty provisions dealing with the concept of mainly (and not exclusively) tax driven transaction will probably be one of the most important question French tax practicioners will have to address in the near future. Giving the discrepancy with our traditional definition of abuse of law, the practice of countries like Japan, where if I understand correctly a broader concept of abuse of law has been adopted by the Supreme Court, will be for us of invaluable interest.

I hope these short observations will be helpful to you and thank you again for the time you spent in commenting our modest article. I will have to keep dealing with this issue as I am the French branch reporter on subject 1 of the IFA 2010 annual congress in Roma on anti avoidance provisions and tax treaties. I hope we will have the chance to exchange views again these topics and maybe on meet face-to-face at the next IFA annual congress in Vancouver.

Best regards

Stephane Austry